平成２３年（フ）第８８号
札幌市白石区川北１条１丁目９番29号
債務者　伏見　洋子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９５号
札幌市中央区北８条西26丁目３番15号　グランステージ北円山Ⅱ201号
債務者　瓜生　武久
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１５号
札幌市白石区川下１条６丁目２番４―108号
債務者　細田　幸子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６７号
北海道有珠郡壮瞥町字滝之町289番地39
債務者　加藤　健一
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第２号
北海道白老郡白老町栄町３丁目４番３号
債務者　三浦百合子（旧姓大竹）
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第３号
北海道白老郡白老町大町３丁目２番28号
シェ・モア１―Ｂ
債務者　本間千嘉子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１号
北海道留萌市緑ケ丘町２丁目49番地　５―401号
債務者　干場　征子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２３年（フ）第８号
岩手県奥州市前沢区字二十人町裏117番地
債務者　和島　イネ
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第８４号
埼玉県所沢市北中１丁目206番地の17
債務者　髙木　健一
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４４号
埼玉県深谷市桜ケ丘177番地　エクセレント桜ケ丘206
債務者　田畑サチエこと　ＴＡＢＡＴＡ　ＳＡＴＩＥ
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２７３号
千葉県山武市松尾町武野里240番地６
債務者　伊藤　義信
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第８９９号
神奈川県愛甲郡愛川町中津688番地　ハイツ光永202
債務者　野木　博美
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９４８号
神奈川県中郡大磯町高麗２丁目11番39号
債務者　岡本　留美（旧姓立山）
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９７５号
神奈川県小田原市千代17番地の２
債務者　池上　昌孝
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１８号
神奈川県足柄下郡箱根町元箱根93番地の143
債務者　横川　　譲
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１９号
神奈川県足柄下郡箱根町元箱根93番地の143
債務者　横川　始子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２８号
神奈川県秦野市鶴巻北３丁目12番１号　サンハイツ鶴巻102号
債務者　黒﨑　恵子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７０号
神奈川県平塚市幸町20番23―106号　エコーハイツ
債務者　大原　　茂
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部